



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*36 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

○ 告示

342 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 6

343 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)..... 6

344 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(")..... 6

345 " (")..... 7

346 公共測量の実施 (技術調査課)..... 7

347 公共測量の終了 (")..... 7

348 " (")..... 7

349 道路の区域変更 (道路保全課)..... 8

350 道路の供用開始 (")..... 8

351 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 8

○ 人事委員会告示

*5 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正 9

○ 公告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館及び和歌山県聴覚障害者情報センター)における指定管理者の募集 (障害福祉課)..... 9

規 則

和歌山県規則第36号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記第11号様式(その1)を次のように改める。

別記第11号様式(第14条関係)
(その1)
(表面)

和歌山県 個人事業税
77

納入領収済通知書

和歌山県 個人事業税
77

納入者名 和歌山県会計管理者
00100-9-967076

納付番号 納付区分

納税年度

延滞金額

合計額

住所氏名

C V S 等 収納用

取納代行会社(株)NTTデータ
(御注意)
バーコードがないものや金額を訂正したものは、コンビニエンスストアやスマートフォン等で納付することはできません。

郵便局/金融機関
又は和歌山県/本部長

和歌山県 個人事業税
88

原簿(払込金受領証)
通称払込料金加入者負担

加入者名 和歌山県会計管理者
00100-9-967076

税額

延滞金額

合計額

納付者氏名

納付番号

課税年度

所得年

納税年度

納税番号

納税期

納税期

取振期

領収日付印

郵便局支払い
時にはこの用紙が領収証書となります。

和歌山県 個人事業税
99

納税通知書

和歌山県 個人事業税
00100-9-967076

加入者名 和歌山県会計管理者

課税標準額

税率

算出税額

課税標準額

課税標準額

前期(園時分)

納税期

後期(園時分)

納税期

上記のとおり納付してください。

マルチャイメイト納付番号

納付額

延滞金額

合計

納税期

領収日付印

取入金印署名

課税の根拠、納付場所等は裏面を御覧ください。

県務事務所長 印

(裏面)

1. 課税の根拠
本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第3号)第37条の規定により賦課します。
2. 延滞金の納付について
納税期限を過ぎてから納金を納付される場合は、地方税法の定めるところにより算出した延滞金を加算して納めてください。
延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に、税額(1,000円未満の端数は切り捨て)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て)とします。この場合における年当たりの割合は、周年をばらばらに計算した割合(以下「特例延滞割合」といいます。)が年7.3%(注)に当ります。この割合は、その年(以下「特例延滞割合適用年」という)中に納付に当たらない場合には、その年(以下「特例延滞割合適用年」)における特例延滞割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合とが適用されます。特例延滞割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。
3. 賦課に不届がある場合
この処分について不届があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。この処分を取消しを求める際は、前記の審査請求に係る審査の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります)提起することができます。

- ◎納税を納付する場所
○次の金融機関等
●紀伊、池田泉州、関西みらい、第三、南紀、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそななどの各銀行
●三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行
●きくく信託銀行、近畿信用金庫、近畿労働金庫、近畿労働組合中央金庫、なごき信用漁業協同組合連合会、和歌山県内の店舗に設置の)、ミニストップ、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用組合、和歌山県信用組合(伊賀支部)等
●かつやなどのコンビニエンスストア、セブンイレブン、ミニストップ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマサキペーパーセンター、ファミリーマート、ヤマサキペーパーセンター、ローソン
●LINE Pay、PayR、モバイルレジ
※の各金融機関の名称は、お近くの県務事務所までお問い合わせください。
※PayPass対応のクレジットカード(ネットバンク)は、和歌山県税務課のホームページを御覧ください。
※和歌山県税務課のホームページは、<https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/tax/01050/>です。
※金融機関等の名称が変更となっている場合も、ご不明な場合は、お近くの県務事務所までお問い合わせください。

別記第11号様式(その3)及び(その4)を次のように改める。

別記第11号様式(第14案関係)
その4
(裏面)

<p>77 和歌山県 収納済通知書</p> <p>口座番号 00100-9-967076 収納機関番号 和歌山県会計管理者 納期限 納付番号 33</p>	<p>和歌山県 収納済兼領収証書</p> <p>口座番号 00100-9-967076 加入者名 和歌山県会計管理者 課税種別 県 税</p>								
<p>通常払込料金 加入者負担</p> <p>公</p> <p>県 税</p> <p>取りまとめ銀行 紀陽銀行県行支店 権限番号</p>	<p>通常払込料金 加入者負担</p> <p>公</p> <p>県 税</p> <p>加入者負担 和歌山県会計管理者 00100-9-967076</p>								
<p>延滞金額</p> <p>納付者氏名</p> <p>住所氏名</p>	<p>課税種別 県 税</p> <p>納入者氏名</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>課税年度</th><th>所得年</th><th>納付番号</th><th>期別</th></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>納付者氏名</p>	課税年度	所得年	納付番号	期別				
課税年度	所得年	納付番号	期別						
<p>延滞金額</p> <p>合計額</p>	<p>課税年度</p> <p>納付番号</p>								
<p>延滞金額</p> <p>合計額</p>	<p>課税年度</p> <p>納付番号</p>								

和歌山県 (株)NTTデータ
マルチペイメント納付番号

収入印紙不要

納税者名 和歌山県

課税種別 県 税

納付者氏名

納付番号

課税年度

所得年

納付番号

期別

納付者氏名

納付者氏名

住所氏名

延滞金額

合計額

延滞金額

合計額

延滞金の納付について

納期限を過ぎてから税金を納付される場合は、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。

延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額(計算した金額が1,000円未満であるときは、必要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、同年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の年別延滞金加算率は、平成15年12月31日までの間は、平成15年12月31日現在に納付済みの金額を基に算出した割合となり、平成16年1月1日以後の延滞金加算率は、延滞開始日(延滞開始日の翌日)に納付済みの金額を基に算出した割合となり、当該期間の属する各年の前年(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超過する場合は、年7.3%の割合)となり、

⑤県税を納付する場所
○次の金融機関等
●紀陽、池田泉州、関西みらい、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行
●三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行
●そくくに信用金庫、新宮信用金庫
●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合中央金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会(和歌山県内の店舗に限る。)、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合)
●ゆうちょ銀行、郵便局

※ Pay-easy対応のATMやインターネットバンキング等からも納付することができます。詳しくは https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/ and https://www.pay-easy.com/ をご覧ください。

○バーコードの記載があるものは、表面コンビニ等取扱期限の間に限り、下段コンビニエンストピアで納付することもできますが、個人事業税及び不動産取得税に限り、下段アプリケーショを利用し納付することはありません。

●セブンイレブン、ファミリーマート、ファミリマート、ヤマザキデイリーストア、ローソン
●LINE Pay、Pay8、モバイルレボ
○自動車税は「クレジットカード」を利用して『パソコ』や『携帯電話』から納付することができます。詳細は、https://koukin.yahoo.co.jp/ヘアクセスしてください。

○和歌山県各事務所、伊都・日高・東牟婁の各振興局振興課
※ 金融機関の名前が変更となっている場合もごさいまの画面でお願いいたします。
※ 御不明な場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。

◎お問合せ先
和歌山県税事務所 納税担当 (TEL 073-441-3388・3407・3408)
紀北県税事務所 (TEL 0736-61-0010)
紀中県税事務所 (TEL 0737-64-1259)
紀南県税事務所 (TEL 0739-26-7908)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の別記第11号様式（その1）、（その3）及び（その4）の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第342号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和元年8月19日まで縦覧に供する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年7月19日

2 名称

特定非営利活動法人さんくすすまいるTEAMわかやま

3 代表者の氏名

面平都紀子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市松島105番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、「いっばいの笑顔」あふれる社会の実現に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、子供たちのみならず、年齢に関係なくすべての人々を対象に、コミュニケーションの場、学習の機会を提供する。これによって、自らの生き方に主体性を持ち、また社会を生きるうえで必要な汎用的スキルをそなえ、笑顔をもって積極的に社会に参画していけるようになることを目指す。

和歌山県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700979	株式会社Link	デイサービスりんく	和歌山県紀の川市畑野上333-1	通所介護	令和元. 8. 1	令和7. 7. 31

和歌山県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30613900 96	株式会社野菊	こもれびの里訪問看護ステーション	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東109-8	訪問看護	令和元.8.1	令和7.7.31
				介護予防訪問看護	令和元.8.1	令和7.7.31

和歌山県告示第345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30618900 53	医療法人琉憲会	訪問看護ステーション金池	和歌山県岩出市金池389-1	訪問看護	令和元.8.1	令和7.7.31
				介護予防訪問看護	令和元.8.1	令和7.7.31

和歌山県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき独立行政法人都市再生機構西日本支社長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（3級及び4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年7月22日から令和2年2月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市園部及び善明寺地内

和歌山県告示第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、TS等現地測量）
- 2 作業期間 平成30年6月25日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 日高郡みなべ町埴田地内

和歌山県告示第348号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)
- 2 作業期間 平成30年12月12日から平成31年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字川又字日裏356番1地先から同町大字川又字堂面346番1地先まで	旧	4.46 } 8.53	221.00	
同上	新	10.44 } 20.84	212.30	

和歌山県告示第350号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字日裏356番1地先から同町大字川又字堂面346番1地先まで

供用開始の期日 令和元年8月6日

和歌山県告示第351号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3452	紀の川市下井阪字西垣内7番1の一部、7番2の一部、8番1の一部、8番2の一部	岩出市中島238番地の2 株式会社シーグラン 代表取締役 小山雅弘	令和 元.7.25	6.00	56.85

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部を次のように改正し、令和元年7月27日から適用する。

令和元年8月6日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項第1号の表土砂災害啓発センターの項の次に次のように加える。

南紀熊野ジオパークセンター

12

公 告

公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館及び和歌山県聴覚障害者情報センター）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和元年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 和歌山県点字図書館

ア 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

イ 規模等

(ア) 延床面積 360.52㎡

(イ) 施設 閲覧室、録音室、印刷室、相談室兼聴読室、点字図書用書庫兼発送室、音訳図書用書庫、研修室、事務室及び更衣室

(2) 和歌山県聴覚障害者情報センター

ア 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

イ 規模等

(ア) 延床面積 308.47㎡

(イ) 施設 交流サロン（貸出利用室兼情報機器利用室兼発送室）、スタジオ（試写室兼製作室）、相談室、研修室兼会議室、事務室及び機材収納室

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成する

ことができること。

- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的

な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和元年8月6日（火）から同月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

(2) 現地説明会

ア 日時 令和元年8月26日（月）午後1時30分

イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 研修室1

ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和元年8月27日（火）から同年9月6日（金）まで

イ 回答日 令和元年9月12日（木）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問に対する回答は、説明会に出席した全ての団体に対して行う。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和元年9月13日（金）から同月30日（月）まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和元年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和2年1月上旬（予定）

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567